

保健師助産師看護師法等の主な改正経緯

昭和23年 保健婦助産婦看護婦法制定 (昭和23年 7月30日公布)
(昭和23年10月27日施行※一部を除く)

- ・国民医療法の委任に基づく命令として、保健婦規則、助産婦規則、看護婦規則がそれぞれ定められ、地方長官(都道府県知事)資格とされていたが、欧米等の制度を踏まえ、看護婦等の資質の向上や三者を総合する方向が盛り込まれ、各職種の免許制度、試験制度、業務内容等を規定する法律となった。
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・保健婦、助産婦、看護婦の業務内容は従前を踏襲・看護婦は甲種、乙種の2種類。乙種は、急性かつ重傷の傷病者又はじょく婦に対する療養上の世話はできない。・保健婦、助産婦、甲種看護婦は国家資格・乙種は都道府県資格 |
|--|

昭和26年 保健婦助産婦看護婦法の一部改正 (昭和26年4月14日公布)
(昭和26年9月 1日施行)

- ・甲種、乙種看護婦の一本化
- ・准看護婦制度の新設
- ・保健婦、助産婦の学校養成所修業年限の改正(1年を6ヶ月に短縮)

昭和43年 保健婦助産婦看護婦法の一部改正 (昭和43年6月1日公布)
(昭和43年6月1日施行)

- ・資格の名称変更(男子である看護人 → 看護師又は准看護師)

平成 4年 看護婦等の人材確保の促進に関する法律制定 (平成4年 6月26日公布)
(平成4年11月 1日施行)

- ・看護婦等の確保の重要性が著しく高まっていることを踏まえ制定。看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本指針を定めるとともに、国、地方公共団体、病院等の関係者の責務を規定したほか、看護師等の就業の促進や資質の向上のためのナースセンターを設置。

平成 5年 保健婦助産婦看護婦法の一部改正 (平成5年11月19日公布)
(平成5年11月29日施行)

- ・保健士制度の創設(男子に保健指導業務を認める)

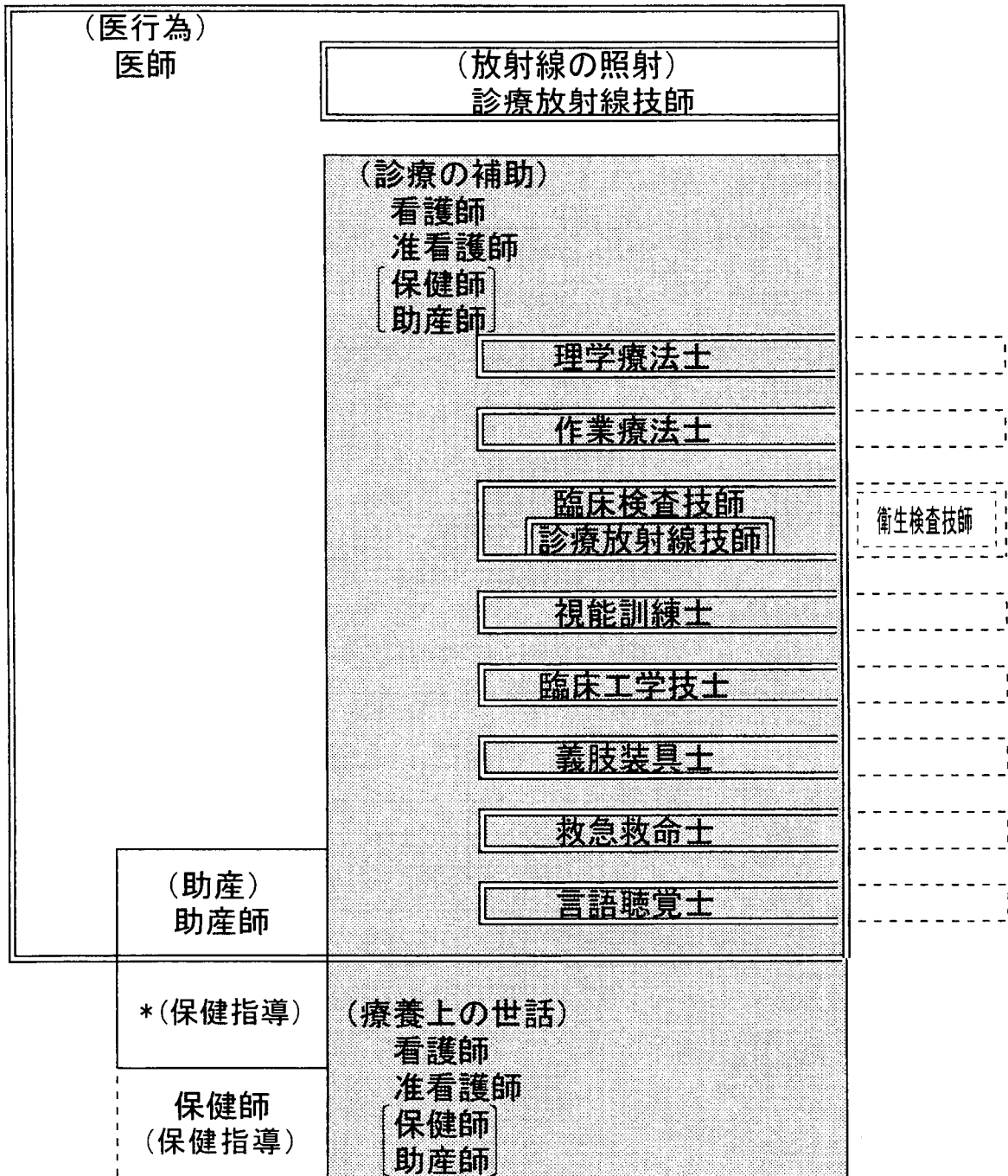
平成13年 保健婦助産婦看護婦法の一部改正 (平成13年6月29日公布)
(平成13年7月16日施行)

- ・障害者等に係る欠格事由の見直し
- ・保健婦、看護婦、准看護婦の守秘義務の創設
- ・罰則規定の整備

同 年 保健婦助産婦看護婦法の一部改正 (平成13年12月12日公布)
(平成14年 3月 1日施行)

- ・資格の名称変更
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">保健婦(士) → 保健師助産婦 → 助産師(※助産師は女性のみ)看護婦(士) → 看護師准看護婦(士) → 准看護師 |
|---|

医業に係る医療関係資格の業務(概念図)



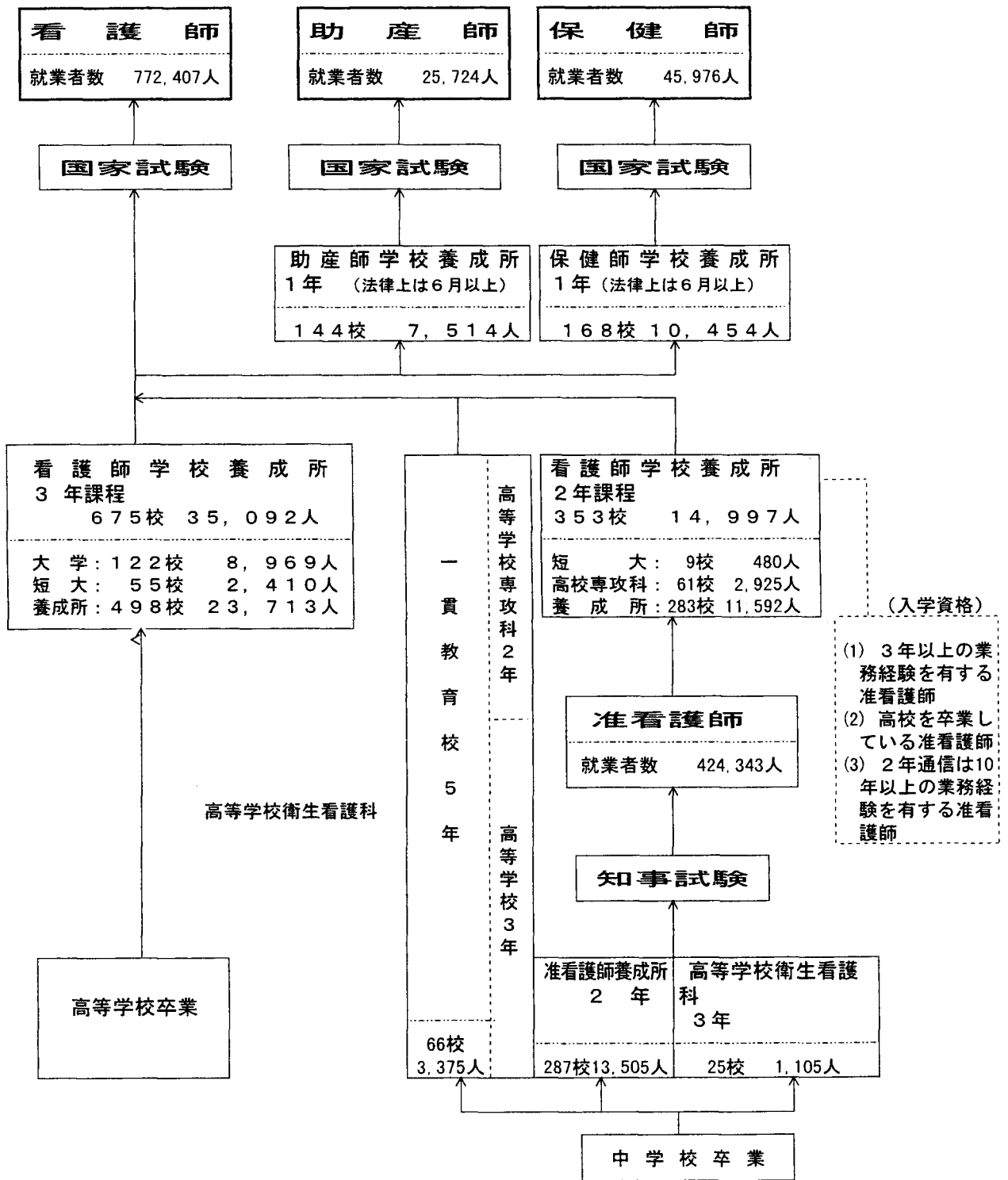
* 妊婦・じよく婦の母体及び新生児の健康管理とそれに必要な保健指導

- 各医療関係資格者の業務独占^(注1)となる業務範囲
- 各医療関係資格者の名称独占^(注2)となる業務範囲
- ==== 各医療関係資格者の業務独占^(注1)と名称独占^(注2)の業務範囲
- 保健師・助産師・看護師・准看護師共通の業務範囲

注1 業務独占: 当該資格を有する者でなければその業務をできないこと

注2 名称独占: 当該資格を有する者でなければその名称を使用できないこと

看護教育制度図



(注) 1. 就業者数1,268,450人は平成15年末である。
 2. 学校養成所の学校数及び人数は平成16年4月現在の学校数及び1学年定員である。
 3. 看護師学校養成所2年課程(通信制)は保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正により施行。
 (平成16年4月)

国家試験実施状況及び合格率の推移(年次別)

(単位:人)

試験実施 年 月	保健師			助産師			看護師		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
平成7年3月	2,679	2,562	95.6%	1,646	1,623	98.6%	42,532	40,822	96.0%
平成8年3月	2,893	2,842	98.2%	1,622	1,580	97.4%	45,600	40,927	89.8%
平成9年2月	3,309	3,063	92.6%	1,634	1,601	98.0%	49,774	43,317	87.0%
平成10年2月	4,072	3,907	95.9%	1,649	1,463	88.7%	53,052	44,364	83.6%
平成11年2月	4,798	4,575	95.4%	1,872	1,790	95.6%	55,404	53,821	97.1%
平成12年2月	5,403	4,900	90.7%	1,763	1,697	96.3%	48,568	46,817	96.4%
平成13年2月	5,876	5,465	93.0%	1,655	1,545	93.4%	48,332	40,625	84.1%
平成14年2月	6,949	5,800	83.5%	1,713	1,513	88.3%	53,187	44,820	84.3%
平成15年2月	8,147	7,454	91.5%	1,716	1,531	89.2%	53,680	49,714	92.6%
平成16年2月	8,715	8,048	92.3%	1,761	1,694	96.2%	49,204	44,874	91.2%
平成17年2月	9,134	7,440	81.5%	1,624	1,619	99.7%	48,299	44,137	91.4%

* 厚生労働省医政局看護課調べ

平成9年より保健師助産師国家試験の出題形式の変更(主観式問題→状況設定による客観式問題)

平成16年より看護師国家試験に必修問題の導入

看護職員就業場所別就業者数の推移

(単位:人)

区分	総数	保健所	市町村	病院	診療所	助産所	介護老人 保健施設	訪問看護 ステーション	社会福祉 施設	介護老人 福祉施設	居宅サービス等	事業所	看護師等学校養 成所・研究機関	その他
11年	1,133,857	10,241	18,556	759,504	247,308	1,730	20,940	18,773	24,963	—	—	1,686	11,178	18,978
12年	1,165,319	9,202	20,646	767,807	250,840	1,858	26,801	22,305	32,020	—	—	1,672	11,381	20,787
13年	1,187,550	9,236	21,406	776,194	257,935	1,567	28,817	25,915	34,722	—	—	1,722	12,008	18,028
14年	1,233,496	9,260	29,681	792,124	269,326	1,803	29,511	23,771	13,593	19,007	19,420	6,007	12,906	7,087
15年	1,268,450	9,156	31,221	803,393	279,298	1,707	32,372	26,872	15,216	21,333	20,917	6,341	13,305	7,319

*平成8年及び14年に就業場所の区分を整理している。

(注) 1. 「病院」については、「病院報告」により計上した。

2. 「診療所」については、「医療施設調査」(平成11、14年)及び推計(平成12、13、15年)により計上した。

3. 「病院」及び「診療所」以外については、「衛生行政報告例(平成12、14年)」及び推計(平成11、13、15年)により計上した。

(医政局看護課調べ)

保健師就業者数(年次別、就業場所別)

(単位:人)

年次	総数	保健所	市町村	病院	診療所	介護老人 保健施設	訪問看護 ステーション	社会福祉 施設	介護老人 福祉施設	居宅サービ ス等	事業所	看護師等学校 養成所・研究機 関	その他
12年	42,027	7,630	20,646	2,012	6,392	52	638	627	—	—	1,672	641	1,717
13年	43,295	7,537	21,406	2,108	6,681	61	720	673	—	—	1,722	649	1,738
14年	44,226	7,662	21,631	2,316	6,531	62	497	472	59	508	1,909	826	1,753
15年	45,976	7,588	22,645	2,587	6,887	62	477	494	64	550	1,934	892	1,796

* 平成7年までは「訪問看護ステーション」及び「社会福祉施設」、平成13年までは「介護老人福祉施設」及び「居宅サービス等」がそれぞれ集計項目に分類されていなかった。

- (注) 1. 「病院」については、「病院報告」により計上した。
 2. 「診療所」については、「医療施設調査」(平成11、14年)及び推計(平成12、13、15年)により計上した。
 3. 「病院」及び「診療所」以外については、「衛生行政報告例(平成12、14年)」及び推計(平成11、13、15年)により計上した。

(医政局看護課調べ)

助産師就業者数(年次別、就業場所別)

(単位:人)

年次	総数	保健所	市町村	病院	診療所	助産所				社会福祉 施設	事業所	看護師等学校 養成所・研究機 関	その他
						開設者	従事者	出張のみ	計				
11年	24,654	311	—	17,255	3,793	682	162	886	1,730	18	—	582	965
12年	24,985	249	—	17,584	3,668	802	150	906	1,858	30	—	638	958
13年	25,053	255	—	17,808	3,674	673	151	743	1,567	32	—	666	1,051
14年	25,877	222	480	17,798	4,465	730	195	780	1,705	11	11	960	225
15年	25,724	216	437	17,684	4,534	723	192	686	1,601	15	12	1,020	205

* 平成7年までは「社会福祉施設」、平成13年までは「市町村」及び「事業所」がそれぞれ集計項目に分類されていなかった。

- (注) 1. 「病院」については、「病院報告」により計上した。
 2. 「診療所」については、「医療施設調査」(平成11、14年)及び推計(平成10、12、13年)により計上した。
 3. 「病院」及び「診療所」以外については、「厚生省報告例(平成10年)、衛生行政報告例(平成12、14年)」及び推計(平成11、13年)により計上した。

(医政局看護課調べ)

看護師・准看護師就業者数(年次別、就業場所別)

(単位:人)

年次	区分	総数	保健所	市町村	病院	診療所	介護老人 保健施設	訪問看護 ステーション	社会福祉 施設	介護老人 福祉施設	居宅サービス 等	事業所	看護師等学校 養成所・研究 機関	その他
11年		1,069,090	1,736	—	740,381	237,277	20,868	18,015	24,356	—	—	—	10,089	16,368
12年		1,098,307	1,323	—	748,211	240,780	26,749	21,667	31,363	—	—	—	10,102	18,112
13年		1,119,202	1,444	—	756,278	247,580	28,756	25,195	34,017	—	—	—	10,693	15,239
14年		1,163,393	1,376	7,570	772,010	258,330	29,449	23,261	13,110	18,948	18,912	4,087	11,120	5,220
15年		1,196,750	1,352	8,139	783,122	267,877	32,310	26,381	14,707	21,269	20,367	4,395	11,393	5,438
11年		655,094	1,491	—	509,762	87,376	7,386	15,347	11,738	—	—	—	10,089	11,905
12年		679,955	1,134	—	524,578	87,493	10,328	18,575	14,852	—	—	—	10,102	12,893
13年	看護師	699,486	1,238	—	536,121	91,101	10,808	21,647	16,153	—	—	—	10,693	11,725
14年		740,375	1,185	5,589	555,014	104,452	11,428	20,187	7,072	7,785	9,840	2,987	11,089	3,747
15年		772,407	1,159	5,998	573,828	110,075	12,808	22,941	7,915	8,713	10,561	3,206	11,359	3,844
11年		413,996	245	—	230,619	149,901	13,482	2,668	12,618	—	—	—	—	4,463
12年		418,352	189	—	223,633	153,287	16,421	3,092	16,511	—	—	—	—	5,219
13年	准看護師	419,716	206	—	220,157	156,479	17,948	3,548	17,864	—	—	—	—	3,514
14年		423,018	191	1,981	216,996	153,878	18,021	3,074	6,038	11,163	9,072	1,100	31	1,473
15年		424,343	193	2,141	209,294	157,802	19,502	3,440	6,792	12,556	9,806	1,189	34	1,594

*平成7年までは「社会福祉施設」、平成13年までは「市町村」、「介護老人福祉施設」及び「居宅サービス等」がそれぞれ集計項目に分類されていなかった。

(注) 1. 「病院」については、「病院報告」により計上した。

2. 「診療所」については、「医療施設調査」(平成11、14年)及び推計(平成12、13、15年)により計上した。

3. 「病院」及び「診療所」以外については、「衛生行政報告例(平成12、14年)」及び推計(平成11、13、15年)により計上した。

(医政局看護課調べ)

潜在看護職員数の推計について (大まかな推計)

○ 積算に当たっての前提事項

- ・ 保健師、助産師については、ほとんどが看護師免許を取得していることから、重複を避けるため、看護系大学、看護師学校養成所（3年課程）及び准看護師学校養成所の卒業者数を基に免許保持者数を推計する。
- ・ 免許保持者数から就業者数を減じて潜在看護職員数を推計する。
- ・ 潜在看護職員数の対象年齢は65歳までとする。

○ 免許保持者数の推計方法

(1) 免許取得時の年齢分布の推計

看護系大学、看護師学校養成所（3年課程）及び准看護師学校養成所それぞれに、各年の入学時の年齢構成比を用いて、卒業時点の年齢構成を算出し、これに毎年为国家試験合格率を乗じることにより免許取得時点の年齢分布を推計した。

(2) 免許保持者数の推計

免許取得時点の年齢分布をもとに、各年毎に生存率を乗じて、各年の免許保持者数を算出し、これを昭和30年から平成14年まで積み上げて、平成14年末の免許保持者数を推計した。

○ 推計結果（平成14年末現在数）

免許保持者数（a）	1,766,981 人
65歳以下の就業者数（b）	1,217,198 人
a-b	549,783 人

潜在看護職員数	およそ 55 万人
---------	-----------